

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和 3年1月12日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区丸の内2-7-3
株式会社 IDOM
代表取締役社長 羽鳥 貴夫



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、全国に約500店舗を構え中古自動車の販売および買取りを行っており、顧客満足度向上を図るため、顧客に対し購入された自動車を利用して頂き、近隣地域へのレジャーを優先的にご利用頂くガレージの建設を計画しております。一般の方は先着予約制で受け入れを致します。

コロナ禍の状況において、リモートワークや移動制限によって宅内での生活時間の長期化で、ストレスに起因する家庭内不和、運動不足による健康被害などを解消するアウトドアレジャー可能な場所の提供を行います。

(2) 生産性向上または新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新役務の開発又は提供」、「その他の新たな事業活動」に該当する。

提供を検討している設備は、住宅地等密集地から離れた場所に、ガレージの建屋に近隣で楽しめるアウトドアレジャー用具を一式整えた形態で、1家族(1車両)に一つの提供を行います。ご要望によっては、テント等の用具をレンタルし、キャンプも同時に楽しんで頂くことも検討しており、今までには無い形態でのレジャー事業となります。

繁華街および住宅地等から離れた未開発地域での自然のアウトドアレジャーを開発および活用を行う、倉庫兼ガレージに用具一式を格納しレンタルを行う新しい事業の開発を予定しております。

車で行き、自然を楽しみ歩いていけるアウトドアレジャーの拠点とする為に、周辺の駐車場の無い場所での駐車、および、其の様な場所での車上荒らし、盗難抑止の為に、ガレージ型で有ることが最適であると考えております。

【需要獲得見込み】

[Redacted] : [Redacted]
 [Redacted] : [Redacted]
 [Redacted] : [Redacted]

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業主体

サービス提供事業者：当社（新設子会社での運用を検討）

サービス利用者：当社車両購入者

(2) 事業概要

<事業の流れ>

- ① 体験型レジャー仲介サイトへの掲載、また既存車両購入顧客に対して、SMSおよびLINE等でサービスの周知を行い、希望者を募ります。
- ② 希望者を予約管理システムへ誘導し、ご希望日と空いているガレージを指定頂き、クレジットカード等で事前決済を頂く。
- ③ ご希望日当日にご来訪頂き、現地で運用兼案内人が名前等で予約システムと照合を行い、ガレージのカギを渡すと共に利用案内を行う。
- ④ ご利用可能時間が来たら、カギを返却ボックスに返していただき退出頂く。

<提供ガレージ設備内容>

設置するガレージ設備には、コスト消費に代表される地域住民が提供するガイドと連携し（釣りガイド、サーフィンレッスン、バードウォッチングガイドなど）、歩いていけるアウトドアレジャーを楽しんで頂くことを前提としており、其の様な場所では、人の往来も少ない事から車上荒らし等、防犯面を考慮すべくお客様に各ガレージに車両を格納頂き、施錠して安心してレジャーを楽しんで頂く事を目的としております。

ガレージに配備する主なアウトドアレジャーおよび用具は、場所によって異なります。

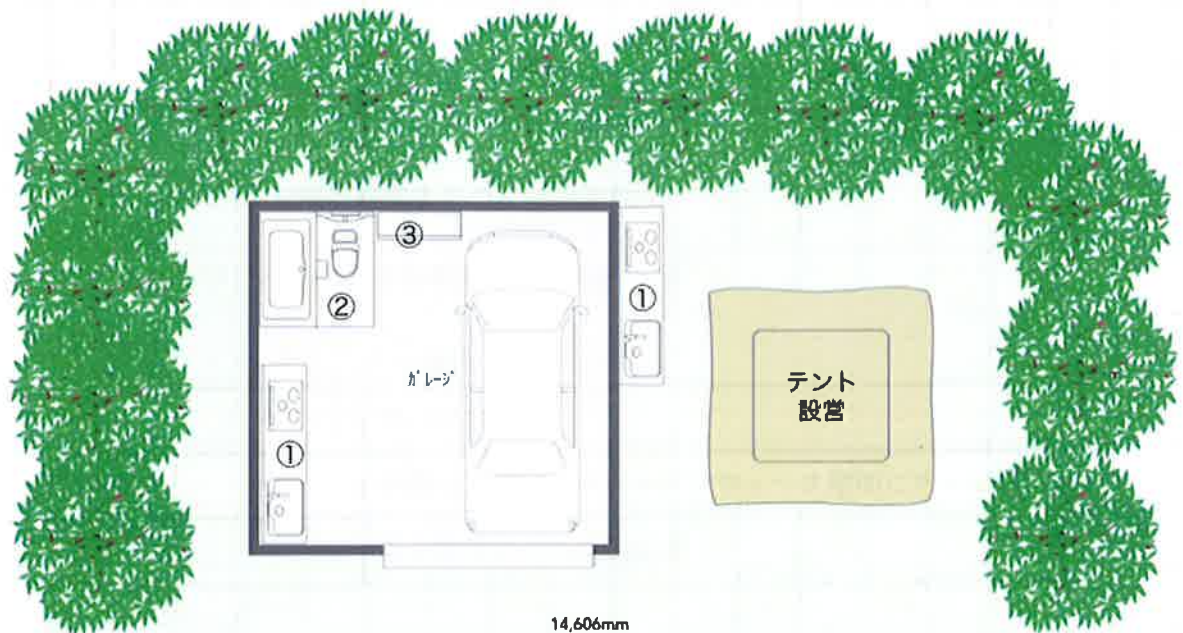
地区別備品例

場所	用具
海岸	シーカヤック、釣り竿、サーフボード、スタンドアップパドルボード(SUP)

湖	カヤック、釣り竿、双眼鏡
山間部	マウンテンバイク、トレッキンググッズ、双眼鏡

また、お客様のご希望があれば、別途提供するレンタル品は、テント、BBQグリル等を想定しております。倉庫兼ガレージには、レジャー体験後に利用が想定される、炊事場、簡易シャワー、トイレなどの水回りと電気設備を配備する予定。

<ガレージ施設想定見取り図>



ガレージ設備縦横幅 : 7200 X 7200 (mm)

ガレージ内部設備 : ① 炊事場(簡易キッチン)
② ユニットバス (トイレ、簡易シャワー)
③ 柵

※ 屋外炊事場については、釣った魚の処理などの用途と考えております。

<設備利用重点注意事項>

1. ガレージ内での就寝および仮眠については、車両内部での就寝は、エンジン等が点いていると一酸化炭素中毒になる可能性があるため、屋外でテントを設営して頂くなど、注意を促します。

2. 飲酒等で酩酊状態になったまま、車両で買い物等に行かない様に、運営管理の監視が弱い時間帯は、ガレージ施設車両侵入口全体に施錠を行い、車両が外に出ない様にします。

3. バーベキュー等屋外の火気取り扱いについては、火気が広がらない様に指定場所の案内および、見回り監視を行います。また、花火などは禁止に致します。

<費用内訳>

1の(2)項に示すレンタル料の内訳として以下の項目の時間貸しを行う。

- ・ 駐車場、ガレージ利用 (施錠、開錠の鍵の貸与)
- ・ レジャー用具 (釣り竿、玉網、クーラーボックス、サーフボード等)
- ・ 水道利用
- ・ 電気利用

※周辺レジャー案内およびレッスン等はオプションとして地域、人材により異なるので省略。

※レンタルの時間帯については、季節および場所により変動する可能性もあります。

(3) 新事業活動を実施する場所

懸案が解消され次第、用地の買取りをし、建設を行う。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

検討スケジュール

2021年	
2021年	
2021年	

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

旅館業法

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。た

だし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

5. 具体的な確認事項

厚生労働省が定める旅館業法第二条において、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」のことを旅館業と定義しているが、本事業が旅館業に該当しない事を確認したい。

<当社の考え>

本件で検討している形態は、徒歩圏内でアウトドアレジャーを楽しんで頂くために準備された用具および安心の為にガレージの建屋をレンタル形式で貸与する事であり、また、ガレージの中では、排気ガスなど充満する恐れがあることから、宿泊は建屋外で行って頂く運用を行うため、旅館業法第二条、三条1項には抵触しないと考えております。

アウトドア・レジャーの拠点として利用して頂くガレージ用途としているので、旅館業法として定義されてしまうと、居住空間レベルでの空間まで引き上げる費用や認可申請の期間、運用費等で展開が難しくなると考えております。

6. その他

特になし

以上